

経営の課題、気づいていますか？

早期経営改善計画

(ポストコロナ持続的発展計画事業/旧プレ405事業)

<早期経営改善計画(ポストコロナ持続的発展計画)>

認定支援機関の支援を受け、資金計画・ビジネスモデル俯瞰図・アクションプランなどの経営改善計画を策定する場合に、認定支援機関への報酬のうち2/3(通常枠は上限25万、経営者保証解除枠は上限35万)を国が補助する制度です。

早期経営改善計画を作ると何が出来るの？

- 過去の資金繰り状況を分析し、**今後の資金計画を策定**することができます。
- 自社の経営課題を把握**し、具体的な行動計画を作成できます。
- 計画策定から1年後に、**専門家によるフォローアップ**を受け、**計画の進捗を確認**できます。

会社の基本情報・財務・商流・業務プロセス・外部環境について改めて確認・分析ができ、経営課題が明確になります！
また、専門家が計画策定後も支援します！



 2022年4月より一部変更になりました！

01 経営者保証解除枠の新設

経営者保証解除に向けた事業者による金融機関交渉を行う際、認定支援機関に支払う報酬も補助対象経費となり、2/3(ただし上限 10 万円)を加算することができます。

02 2回目利用の特例(2022年中のみ)

基本的に一度しか利用できない制度ですが、新型コロナの影響・ウクライナ情勢・原油価格の高騰の影響を受けて業況が悪化した場合は2022年中の申請が1回に限り可能になります。

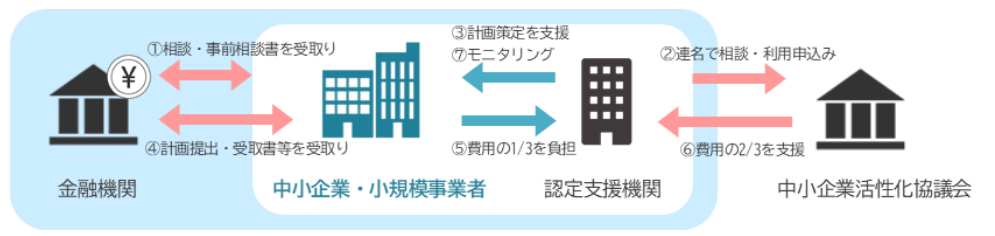
03 モニタリングの強化

従前の制度では計画策定後1年を経過した最初の決算時に1度モニタリングを実施と定められていましたが、現行の制度では期中にもモニタリングが可能になっており、より専門家からのフォローアップが受けやすくなっています。

制度概要

こんな方におすすめ♪

■ 申請の流れ



- このところ、コロナ・原油価格の影響などで**資金繰りが不安定**になっている
- ゼロゼロ融資を受けたが、**返済できるのかわからず不安**
- 自社の状況を客観的に把握し、今後の取組事項を**整理したい**
- 初めてお願いする専門家に、いきなり高額な費用は払えないので、まずは**1度お試しで計画を作りたい**
- 計画を作るだけでなく、しっかり**専門家のフォロー**を受けたい

■ 支援枠

■ 補助対象経費

■ 補助率

■ 作成する書類

通常枠

計画策定支援費用
伴走支援費用
伴走支援費用 (決算期)

2/3(上限15万)
2/3(上限5万)
2/3(上限5万)

ビジネスモデル俯瞰図

資金実績計画書

経営者保証解除枠

計画策定支援費用
伴走支援費用
伴走支援費用 (決算期)
金融機関交渉費用

2/3(上限15万)
2/3(上限5万)
2/3(上限5万)
2/3(上限10万)

アクションプラン

数値計画 (損益系計画)

何個回がつかますか？
お気軽にお問い合わせください